

事業者の皆様へ

本案件には、

越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の

「賃金の下限額※」が定められています。

※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。



【令和7年度 労働報酬下限額（建設工事）】

（単位：円）

No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額（8H）			時給	日額（8H）			時給	日額（8H）
1	特殊作業員	3,139	25,112	18	さく岩工	4,377	35,016	35	左官	3,555	28,440
2	普通作業員	2,858	22,864	19	トンネル特殊工	4,107	32,856	36	配管工	3,049	24,392
3	軽作業員	1,992	15,936	20	トンネル作業員	3,454	27,632	37	はつり工	3,353	26,824
4	造園工	2,880	23,040	21	トンネル世話役	4,545	36,360	38	防水工	3,882	31,056
5	法面工	3,522	28,176	22	橋りょう特殊工	3,972	31,776	39	板金工	3,792	30,336
6	とび工	3,578	28,624	23	橋りょう塗装工	3,949	31,592	40	タイル工	3,004	24,032
7	石工	3,589	28,712	24	橋りょう世話役	4,467	35,736	41	サッシ工	3,544	28,352
8	ブロック工	3,398	27,184	25	土木一般世話役	3,420	27,360	42	屋根ふき工	3,758	30,064
9	電工	3,297	26,376	26	高級船員	4,253	34,024	43	内装工	3,713	29,704
10	鉄筋工	3,555	28,440	27	普通船員	3,432	27,456	44	ガラス工	3,510	28,080
11	鉄骨工	3,207	25,656	28	潜水士	5,378	43,024	45	建具工	3,165	25,320
12	塗装工	3,634	29,072	29	潜水連絡員	4,050	32,400	46	ダクト工	3,285	26,280
13	溶接工	3,859	30,872	30	潜水送気員	3,960	31,680	47	保温工	3,083	24,664
14	運転手（特殊）	3,454	27,632	31	山林砂防工	3,578	28,624	48	建築ブロック工	3,213	25,704
15	運転手（一般）	3,015	24,120	32	軌道工	6,559	52,472	49	設備機械工	3,117	24,936
16	潜かん工	4,118	32,944	33	型わく工	3,510	28,080	50	交通誘導員A	2,104	16,832
17	潜かん世話役	4,894	39,152	34	大工	3,375	27,000	51	交通誘導員B	1,879	15,032

業務委託 及び 指定管理協定 令和7年度労働報酬下限額

時給1,160円

労働者に支払う賃金が労働報酬下限額を下回った場合は 条例違反となります！

- ・下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されます。
- ・労働者からの申し出等があった場合には、市が立ち入り調査や是正要求を行う場合があります。
- ・条例に違反した事業者が是正措置を講じない場合や、虚偽の報告を行った場合は、その事実について公表します。

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。
条例についての問合せは越谷市役所総務部契約課へ

☎ 048-963-9131



越谷市ホームページ